

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長） 瀧口義浩

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本学の活動指針（令和2年4月21日、5月7日、同18日、同29日付発出）について、6月22日以降については、以下の通り変更することとします。

静岡県では、主な感染原因が首都圏の「見えない感染者」からと推定されることから、訪問地域の最新の感染状況や訪問目的等を十分検討し、訪問の場合は「新しい生活様式」の励行、クラスター発生場所等への訪問回避など、自衛を徹底するよう通知しています。本学も、これに準拠します。

皆様におかれましては、以下の内容を再確認いただき、引き続き体調管理と感染防止にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

危機対策本部の許可を得て、教務委員会から追って通知するものとする。

II 教員・研究活動

引き続き3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。ただし、北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・福岡県から、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、在宅勤務も併用する。

III 事務職員

通常の勤務体制を継続する。8月末までは会議室2などを利用して執務室の分散を図り、3密を避けることとする。

IV 会議・講演会

3密を避けて開催する。できる限りメール会議、オンライン会議を有効活用する。

V 学生の入講

許可する。

VI 来客・外出

原則許可とする。引き続き申請の上、承認を得て実施するものとする。

出張・外出時の往來に際しては、「新しい生活様式」(添付参照)に従った行動・対応をすること。

来客に際しても必要最小限の人数で実施し、滞在時間も短時間に限るものとする。

VII 期 間

令和2年6月22日(月)以降当面の間とする。

VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

<添付>

- ・新しい生活様式(厚生労働省資料抜粋)
- ・6月19日以降の県境を跨ぐ行動制限について(静岡県)

以上